

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第50号）（子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行により児童福祉法の一部が改正され，共生型障害児通所支援事業者が満たすべき基準に関する特例が新たに設けられたことに伴い，当該特例に係る人員，設備及び運営の基準を定めることとしました。

この条例は，平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「並びに法第21条の5の18第1項及び第2項」を「，第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)